

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月26日
【会社名】	セイノーホールディングス株式会社
【英訳名】	SEINO HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 田口 義隆
【本店の所在の場所】	岐阜県大垣市田口町1番地
【電話番号】	大垣(0584)82-3881
【事務連絡者氏名】	執行役員 高橋 光貴
【最寄りの連絡場所】	岐阜県大垣市田口町1番地
【電話番号】	大垣(0584)82-3881
【事務連絡者氏名】	執行役員 高橋 光貴
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

2026年6月25日開催の当社第105回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金61円00銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金61円 配当総額 10,172,967,072円

剰余金の配当が効力を生ずる日

2026年6月26日

第2号議案 取締役（監査等員委員である取締役を除く。）6名選任の件

田口 義隆、田口 隆男、高橋 智、丸田 秀実、伊地知 隆彦、及び佐藤 真希子を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

伊藤 信彦、増田 宏之、及び小松 慶子を監査役等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠設定の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度について、2017年6月28日開催の第96回定時株主総会において導入をされた報酬枠を廃止し、報酬枠を年額594百万円以内（うち社外取締役分は年額54百万円以内）、株式総数を年148,500株以内（うち社外取締役分は年13,500株以内）と改めて設定すること（ただし、実質3事業年度分の職務執行の対価を一括して支給することを想定した上限）、ならびに譲渡制限期間を対象取締役が当社の取締役その他取締役会が定める地位から退任する日までの間とすること等について、承認を求めるものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠設定の件

監査等委員である取締役に対し、2024年6月26日開催の第103回定時株主総会にて承認された報酬枠とは別枠で、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入し、当該報酬の総額を年額66百万円以内、付与する普通株式の総数を年16,500株以内とすること（ただし、実質3事業年度分の職務執行の対価を一括して支給することを想定した上限）について、承認を求めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	1,298,884	1,887	545	(注)1	可決 99.46
第2号議案					
田口 義隆	1,129,209	171,555	545	(注)2	可決 86.47
田口 隆男	1,182,240	118,176	895		可決 90.53
高橋 智	1,293,761	6,657	895		可決 99.07
丸田 秀実	1,225,109	75,309	895		可決 93.81
伊地知 隆彦	1,291,020	9,398	895		可決 98.86
佐藤 真希子	1,249,579	50,835	895		可決 95.68
第3号議案					
伊藤 信彦	1,279,692	20,724	895	(注)2	可決 97.99
増田 宏之	1,296,605	4,164	545		可決 99.29
小松 慶子	1,296,782	3,987	545		可決 99.30
第4号議案	1,193,823	106,596	896	(注)1	可決 91.41
第5号議案	1,104,467	195,952	896	(注)1	可決 84.57

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 賛成割合の計算方法は次のとおりです。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの議決権行使書類提出分及び当日出席のすべての株主分)に対する、議決権行使書面提出分及び当日出席のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

5. 佐藤真希子氏の戸籍上の氏名は、重松真希子であります。

6. 小松慶子氏の戸籍上の氏名は、市橋慶子であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上